

# 商工ニュースど かわら版

第242号  
小須戸  
商工会



## 令和二年度・商工会費

### 第一期分の減免について

新型コロナウイルス感染症の事業への影響を考慮し、先般、七月十日に書面開催された理事会におきまして、商工会費の普通会費第一期分の減免措置を盛り込んだ更正予算が承認されました。これにより、令和二年度の商工会費は第二期分から徴収させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

### 売上が30%以上減少した事業者向け 新潟市ビジネス継続支援金

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、売上が30%以上50%未満減少した新潟市内の事業者を支援するために、給付金を支給しています。

【支給額】 一事業者一律10万円  
【対象者】

一、新潟市内で事業を営む事業者で、

令和二年七月一日時点で、持続化給付金の交付対象でないこと

二、売上減少要件を満たすこと

【申請期間】 令和二年八月三十一日

(月) まで ※当日消印有効

【申請方法】 郵送のみ

【申請先】 新潟市ビジネス継続支援

金センター受付係

(☎)〇二五―二二―八八六一

【問合せ先】 支援センター又は商工会

### 持続化給付金の常設申請

#### サポート会場の開設について

国の持続化給付金の申請について、電子申請が困難な小規模事業者等に対して、サポート会場の一つであった新潟商工会議所での申請会場が開設となりました。

今後は、小須戸商工会で申請が可能ですので、給付金受給対象者でまだ手続きがお済みでない方は、商工会までお気軽にご相談ください。

### 新型コロナウイルス感染症の発症に伴う令和三年度の固定資産税等の軽減手続きについて

令和三年度の固定資産税・都市計画税の減免手続きについてお知らせします。

#### 【軽減措置期間】

・制度開始日 令和二年七月八日(水)

・市町村による申告受付期間

令和三年一月一日(金)～

一月三十一日(日)

#### 【申告方法】

・中小事業者等は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に

① 中小事業者等であること

② 事業収入の減少

③ 特例対象家屋の居住用・事業用割合について

確認を受ける必要があります。

・事業者は、認定経営革新等支援機関等から発行された確認書を申告受付期間中に固定資産税を納付する市

町村に必要書類とともに軽減を申告する。

#### 【対象者・軽減率】

・中小事業者(個人、法人)について  
令和二年二月～十月の任意の連続する三か月の事業収入の合計が、

前年同期比▲30%以上

50%未満の場合↓二分の一

前年同期比▲50%以上

↓全額免除

#### 【軽減対象】

・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税

・事業用家屋に対する都市計画税

#### 【留意点】

本制度については、来年度の固定資産税等の軽減措置ですが、今年度の申告については、別に延納措置がありますので、制度の内容を混同しないようご注意ください。

#### 【問合せ先】

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 (☎)〇五七〇―〇七七―三二二

#### 【受付時間】

午前九時三十分～午後五時まで

### 無料法律相談のご案内

新潟県商工会連合会では、毎月無料法律相談会を開催しています。通常は面談型の相談にて対応しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、電話にて相談を受け付けます。

【相談例】

・売掛金の回収、保証人に関するトラブルなど

【八月の相談日】

四日（火）、五日（水）、六日（木）、十二日（水）、十九日（水）、二十四日（月）、二十六日（水）、二十八日（金）

【相談時間】

午前十時～正午（一回三十分程度）  
※電話料金は相談者負担

【相談会場・申込先】

新潟県商工会連合会・広域指導センター（8025・283・1311）

【留意点】

今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性がありますので、ご利用の際は事前にお問い合わせください。

なお、原則、電話による相談ですが、面談型の相談方法を希望する場合は、

体調不良がないかを確認のうえ、マスクの着用など感染予防対策を講じていただくようお願いいたします。

「あきは区役所だより」

広報事業者募集のお知らせ

「あきは区役所だより」では、区内事業者の活動などを振興するため、区内事業者の宣伝広告を有料で掲載しています。

【広告の規格および広告料】

- 一. 各号二ページ分の下一段
- 二. 掲載サイズ（一枠）  
縦三十九ミリ×横七十九ミリ
- 三. 刷色 カラー（モノクロ可）
- 四. 掲載料 一枠一回 八千円

【募集する号および枠】

- ◆ 令和二年十月～令和三年三月の第一・第三日曜日号（十二号分）

◆ 各号六枠（全七十二枠）

- ・ 各号一事業者一枠です
- ・ 一号又は複数号で申し込み可

【広告掲載対象事業者】

- ◆ 秋葉区内に本社や営業所を有する事業者

【留意点】

- ◆ 掲載は紙面のみでインターネット

版区役所だよりには掲載しません。

【申し込み・問い合わせ先】

関係書類は秋葉区役所地域総務課窓口及び区ホームページから取得できます。

申し込みは同課広報担当（秋葉区役所三階 三十四番窓口）☎二五―五六七三

地域のお店応援商品券

取扱店募集中！

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した地域のお店を応援するために、地域のお店にお客様を呼び込むきっかけとして、大型店を除く市内全域の幅広い店舗で利用可能なプレミアム商品券が発行されます。

つきましては、現在取扱い店を募集していますので、希望する事業者は商工会までお問い合わせください。

【商品券の使用期間】

令和二年九月十五日（火）～  
令和三年一月三十一日（日）

【取扱店募集期間】

現在～令和三年一月三十一日（日）まで（紙媒体の取扱店一覧表には掲載されませんが、ネット上では取扱店情報が随時更新されます）

【発行内容】

- ・ 一冊一万円（額面額一万三千元）
- ・ 十万冊発行

【購入限度額】

事前予約により申込者一人につき、三万円まで購入可（多数の場合抽選）

【購入対象者】

新潟市民（市在住、在勤、在学含む）

「ニ」を活用してみませんか

NIICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業を活性化する』を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

【事業内容】

- 新商品・新技術を開発したい
- 市場顧客のニーズがわからない
- 売れる商品づくりとは など
- 皆さまの挑戦やお悩みを、多彩なメニューによりサポートします。

補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイスを、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティングなど様々な支援を行っています。

【お問合せ先】

公益財団法人にいがた産業創造機構  
電話 ○二五・二四六・〇〇二五  
Eメール [info@nico.or.jp](mailto:info@nico.or.jp)